

午後2時00分開会

○林委員長 それでは、ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

次に、欠席届が出ております。建築指導課長が出張公務のため、基盤整備計画担当課長が午後4時から通院のため、欠席です。

本日は、委員会の新年度初めての開催となります。日程に先立ちまして、4月に人事異動があった理事者の自己紹介をお願いいたします。

○千賀参事（連絡調整担当） 環境まちづくり部参事で、道路公園課長から千代田清掃事務所長の事務を取り扱うことになりました、千賀行でございます。

○林委員長 ごめんなさいね。その前に、ちょっと、これ、入る前に、名簿に「（案）」をご用意しておりますが、異動のあった理事者は名簿に星印をつけております、皆さん、お手元の。その順でお願いいたします。

で、千賀さんが終わったんで、ありがとうございます。次、どうぞ。

○神河環境政策課長 環境政策課長、そして、ゼロカーボン推進担当課長を拝命いたしました神河と申します。

○林委員長 山崎さん、終わっちゃうの。

○神河環境政策課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員長 はい。よろしくお願いいたします。

○村田道路公園課長 このたび道路公園課長になりました、村田啓介と申します。よろしくお願いいたします。

○林委員長 よろしくお願いいたします。

○榊原景観・都市計画課長 昨年度の麴町地域まちづくり担当課長から景観・都市計画課長に異動となりました榊原です。なお、エリアマネジメント推進担当課長も兼務いたします。よろしくお願いいたします。

○林委員長 よろしくお願いします。

○吉田地域まちづくり課長 4月1日から地域まちづくり課長を拝命いたしました吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員長 よろしくお願いします。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 私、4月に麴町地域まちづくり担当課長で参りました齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員長 よろしくお願いいたします。

以上ですよね。以上、ありがとうございました。

それでは、まず、環境まちづくり委員会委員理事者名簿の案を取って、名簿としてよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、「（案）」を取ります。

一旦、休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

○林委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

本日の日程をご確認ください。先ほど開催されました議会運営委員会において、当委員会へ新たに陳情が1件送付されましたので、急遽、サイドブックスのデータを差し替えております。

この日程のとおり、進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。

陳情審査、初めに、神田警察通り関連についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付7-13、神田警察通り第二期工事区間道路整備についての陳情及び送付6-3——ちょっと申し訳ない。最後なんで、全文読み上げた上で、継続に諮りますんで。神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、送付6-9、神田警察通りⅡ期工事に関する陳情、送付6-10、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、送付6-11、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、送付6-14、神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書、送付6-15、神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情、送付6-23、異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書、送付6-25、千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情、送付6-29、神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情、送付6-33、自転車道と歩道拡幅工事について4期、5期を早期に開始して下さい、送付6-41、神田警察通りの街路樹に関わる経緯の再整理と代替案を提案する陳情、そして、先ほどお話しした7-13の神田警察通り第二期工事区間道路整備についての陳情、以上12件です。

新たに送付されました陳情書の朗読を省略し、関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ありがとうございます。

なお、前回も申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は、委員のみとなっております。委員の皆様におかれましては、この2点について、取扱いにご注意をお願いします。

それでは、日程2の報告事項の神田警察通りⅡ期工事についても関わりがありますんで、この陳情審査と併せて説明を受けてもよろしいんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、執行機関の説明を求めます。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りⅡ期工事につきましては、資料に基づき、ご報告いたします。

当該工事につきまして、令和7年第1回定例会において、追加予算と繰越明許の補正予算をご議決いただいたものでございます。

資料、環ま01-1をご覧ください。令和7年2月17日の当委員会におきまして、

この資料をもってご説明しているものです。

項番1、工事概要です。これは当初のものになります。件名等をご覧のとおりで、契約金額3億7,816万6,140円で、前払い金を1億円支払っております。

項番2、これまでの契約変更経緯です。工事への反対派による妨害行為への対応や、これによる工期の延伸に伴い、工事施工体制の維持に要する経費に不足が生じるため、契約変更を行いました。第1回と第2回、こちらは工期のみの変更で、第3回では、工期と契約金額を変更いたしました。

項番3、契約変更についてです。これまでと同様の理由で、第4回の契約変更を行ったものです。工期のしまいを令和7年3月31日から令和8年3月31日へと変更いたしました。契約金額は4億3,080万9,500円から2,097万400円増の4億5,177万9,900円で、約4.87%増額ということでございます。

なお、こちらの契約変更に係る議会への報告につきましては、当該所管の企画総務委員会でご報告を行った後、次の本会議において、専決処分の報告を行う予定でございます。

続きまして、資料、環ま01-2をご覧ください。街路樹の状況でございます。

令和7年3月25日の当委員会でご報告して、それ以降、伐採済みの切り株を撤去する、いわゆる抜根作業を始めました。令和7年4月24日現在では、赤色の伐採済みが8本、黄色の移植済みが2本、灰色の抜根済みが13本、青色の伐採予定が残り9本という状況でございます。

報告は以上でございます。

○林委員長 はい。それでは、執行機関に確認したい等々ありましたら、質疑を受けます。

○小枝委員 確認いたします。

この工事の目的というのは、工事を早く推進するためにやっているのか、それとも、トラブルのためにやっているのか。つまり、もうちょっと違うところから、国土交通省の、何だっけ、国土交通省の通達に基づく表示とか、それから説明ということについて、やっていないということで、何度か国土交通省から区のほうにお電話が来ていると思うんですけども、それ、何回来て、どういう対応をされているんですか。その指摘事項というのは、どういうことですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 あまり数えてはいないんですけども、国土交通省のほうに、そういう情報といいますか、区のほうにそういう指導してくださいと、そういうお話はありましたけども……

○小枝委員 「そういう」の中身。

○須貝基盤整備計画担当課長 えっ。

○小枝委員 どういう指導。

○須貝基盤整備計画担当課長 どういう指導。

地域との融和だとか、そういうことを主張されていたんで、そういうことをちゃんとやってくださいと。丁寧に対応してくださいと。そういうことを言われております。

○小枝委員 私が聞いているのは、地域住民との融和についてなんだけれども、周辺住民に工事目的、工事概要を周知し、協力要請を求める、努めること、地元住民が容易に理解できるよう、工事の進捗状況を必要に応じて看板を作成、工事に対する理解を求める、工事中の周辺住民から苦情、意見があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じる。ほ

かのところでは、こういう工事をやっておりますという看板を、こういうふうに、ちょっと色が悪いんだけど、見えるように置いているんだけど、ここは置いていない。そして、聞いても、聞くと、ハラスメントだとかという感じになるというふうに聞いているんですけど、どうして当たり前のことをなさらないのかなというのを、ちょっと聞いておきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、小枝委員のお見せいただいたものは、現地に貼ってあると思いますので、ご覧いただきたいと思います。当たり前のことは、当然やってございます。

○小枝委員 ちゃんと告知看板はなされていないということです。こういうふうなものは、ちゃんと工事現場に貼られていないということですね、こういうふうな。何か小さなボードにプリントしたものが貼り付けてあるという形で、何でそういうことを言うかという、今、陳情審査にも関わると思うんだけど、学生会館側はもう抜根作業をするということについて、ちゃんと静観をしていく旨、何だろう、要望なり、今回の陳情かな、であったということであれば、そのこのところというのは、別に何にももめる必要のないところですよ。だから、ここは、こういう形でこれをやりますというふうな話をちゃんとすればいいことじゃない。そして、ほかの道でやっているように、どういう工事をどんな時間でやるのかということをちゃんと掲げればいいじゃないですか。それを分かりにくいところにちょこっと貼っておいて、そして、住民以外の人何か物を言えば、それは住民による妨害行為だといって、また非常にそういう印象操作的なことを書いたり、おっしゃったりする。その水かけ論がこの現状をつくってしまっているんじゃないかということなんですね。

行政というのは、区民を幸せにするために仕事をしているわけで、こちらも住民、こちら住民、両方とも住民。その人たちが、一方は、もう信号のところ、4本残してくれればいいですというふうに言っているわけですよ。であれば、そこは話し合って、抜根工事をしていくということをスムーズに進めていく。

質問としては、信号のところに4本、日傘として残してくださいという要望はいつ出ていますか。いつ、それが出されているか。

○須貝基盤整備計画担当課長 2025年2月6日付ですね。

○小枝委員 うん。今日が4月の25だから、2か月前、そろそろ3か月たとうということ。

ここまで大ごとになってしまうと、凍りついたような状態なのかもしれないんだけど、やっぱり住民の将来を考えたときに、このまま一緒に、何とか、道路工事をしようと、進めようとしてきた人、それから、木を保存して進めてほしいという人や木を切って植え替えてほしいという人、協議会で決めてきた、そして、住民にもアンケートを取った。それは確かにそうだと思います。ただ、平成29年、30年、つまり、千代田区は、まちづくりに関して、どういう方向でやっていくかということについて、住民や議会が知らないところで会議をやっていたという、もう、今、赤裸々に副区長が語っている供述調書、まだご覧になっていないかもしれない——いや、なっていると思いますけどね、事実があるわけです。平成30年の第14回協議会の勉強会で、先駆けて、ここはもう木をこのまま残すことはできないんだということを、まさに須貝課長が説明をしながら、した後で、

専門家を呼んで勉強会をやっている。あのストーリーからしたら、それが本当であろうと何であろうと、できるなんていう選択肢はなかったわけですよ、もう会議として。

それは、議会のほうの、私、議事録を見ましたけれども、何もそこでは議会のほうにそういうふうな話は一切していない。そういう形で、平成30年12月の第14回協議会、で、それがホームページに掲載されたのだって、ずっと議決の直前ですよ。だから、住民は知らなかったというのは、やむを得ないところがあるじゃないかと。私は保存するという側に寄り過ぎなのかもしれないけれども、手順・手続さえちゃんと踏まれていれば、結果はどうであろうと、どういう判断であろうと、住民が選んだ未来の選択なんだから、もうそれでやればいいんですよ。ただ、一点の曇りもないとは言えない。

それから、何度も言うようにですけども、御堂筋では、100年前に木をどうするといったときにも、つかみ合いになるぐらいの大紛争があって、そのときの紛争はイチヨウかプラタナスで大もめして、結局どうしたかという、イチヨウ半分、プラタナス半分にしたというんですよ。そのくらい空間形成をどうするかというのは、人によって感覚が違ってくるから、その後、プラタナスを全部植え替えて、今、全部、100年たって、イチヨウにしちゃったという。で、これから100年もイチヨウで行くと。そこは、まちの選択。

だから、例えば、多様な選択があって、みんなで決めて納得したんだったら、私は、自分が好き嫌いも、あるいは地域の住民で、まあ、参加したけれども少数派だったということであれば、これ、多数決でいけないという人もいるけれども、ある程度、私はしょうがないと思う。だけれども、やっぱり平成30年12月に、知らないところで、知らない方向が決められていた中で、あとは、後づけのことがあったということからすれば、少しぐらいは調整してあげてもいいんじゃないかというのが、今日、私は言いたかった。

もう妨害者、妨害者、妨害者って、ここに書いてあるんだけど——あ、妨害者じゃない、何だっけ、何か今日の文書にも反対派、反対派。行政に、お上に盾突いたら、もう住民とみなされないみたいな、何かそういうふうなこともよくないと思うんですよね、やっぱり、これからいろんな問題が、パンドラの蓋が開いて、まちは融和に向かっていくわけだから、融和に向かっていくために、今、どうしたらいいかということを全力で考えていただきたい。どうでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 長くご意見いただいたんですが、これまでもご説明したとおり、この整備工事に関しては、沿道整備協議会で長い間議論をしまいいりました。そして、議会のほうでも、予算ですとか、契約案件についても、ご議決を頂いております。さらに、裁判の結果でも、区の主張に沿った結論、判決というものが出ております。ですから、このまま今の工事を全くそのまま進めていきたいと、そう考えてございます。

○小枝委員 もう、そういう、ずっと平行線になっているんだけど、私がこういうふうに言うのは、令和4年の議決のときに、賛成した議員がそういうふうにちゃんとした自分たちに情報提供、誠実な情報提供がなかったから、極端に言えば、非常に、何というんですかね、ちゃんとした判断ができなかったということ、これはもう公に言っているんですよ。だから、そういうことに対して、これは、私は、あくまで、平和裏に進めてほしいから言っているんです。ずっと自分の非は認めますよ。私に某議員よりも力がなかったから、全然、まちに入っていくような、そういう能力もなかったから、そういう意味では、

自分のせいで迷惑をかけている部分もあると思います。かもしれない。だけれども、言わんとするところは、よりどうしたら工事が早く進み、区民の未来に向かって、幸せなプログラムになるのかということを考えたときに、せっかく信号のところの4本ということを行っているんだから、そのぐらいは一旦、聞く。そして、工事にこういう表示してくださいと言ったら、「ああ、分かりました。ほかの工事現場と同じように表示しますから、ちょっと、ここは、もう皆さんここで収めてくださいよ」ということ、できないかなという。

そして、この予算の無駄遣いだって、これ、こうやって反対者によって損失が出たというんだったら、官製談合によって、どれだけ損失が出たのかということ、電卓をたたいて、やりますよ。東郷公園なんか何十回も十何回も契約変更しているじゃないですか。6億でやるよといったのが12億にもなっているじゃないですか。区民にいっぱい迷惑をかけているのは、そういう密室談合的なやり方をしてきたからなんですよ。そして、業者のお金でゴルフに行つてということをやってきた人が一部にいる、みんなじゃないです。そういうことをやめよう、そして、未来に向かおうと言っているときに、俺たちは正しいんだと、一点の曇りもないんだということだけでやったら、こんなの広い世の中で見たら、兵庫県並みですよ。こんなことを通してしまったら、私は、やったらいいと思いますよ、はっきり言って。やって、千代田区がどうなるのか、体験していくしかないと思いますね。もし、その答弁を変えないんだったら。

○須貝基盤整備計画担当課長 様々ご指摘あったんですけど、こちらとしても言い分がございまして、看板はちゃんとありますので、ご確認ください。どなたか言われたのか分からないんですけど。あと、整備のほうは、先ほどご説明したとおり、進んでいます。これから進めていきます。

○小枝委員 それは、区民が静観しているからじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路整備として粛々と進んでいる。静観しているというか、まだいらっしゃいますよ、現地のほうには。

○小枝委員 はい。もう、いいです。いいですけど、1個だけ。

これから、もう、どっちにしても、変わっていくんです。ここは、もう、そうなんだけど、これからは、もう皆さんご存じのように、世田谷でも杉並でも、あるいは渋谷区でも港区でも、ほかのまちでは幾らでも、例を挙げたら切りがないほど、多様な参加と参画によるデザイン、ウォークアブルな道を造ろうという、そういう、何というんですかね、これも入札じゃなくて、ちゃんとプロポーザルとか、開かれたプロポーザルであったり、コンペであったり、あ、こういうのがいいよね、やっぱりこういうふうにしたいよねと、そういうふうな、本当はもう10年も前からなっているんです。だけれども、それは、やっぱり千代田区はそこまで行かなかった。それは、やっぱり密室談合的なところがあった。それは、私たちを含めて、問題があった。だから、これから未来に向けては、須貝さんがそんな苦しい思いもしなくていいような、そういう時代がもう来るんだから。うん。と思います。

なので、ここは、今、どうするかということについては、いろんな立場の力関係があるだろうし、ただ、どっちが早いのかと考えたときに、私はずっと言っていたように、少し折りあったほうが早いでしょと言ってきた。私だけじゃないけど、みんな、言ってきた人は何人かいる。そこからどうするかというのは、美学であったり、バランス感覚であったり、

そういうところだと思うので、それは、もう部長、課長がしっかりと組織として、今までの流れをよく振り返って、A I だったら、こういうことしないんですよね。A I はもうちょっとバランスあるんですよ。（発言する者あり）人間のほうが感情が入っちゃうから。だから、私も駄目だと思います、A I に劣る。だから、本当に、未来に向けてはきっとよくなるから、ここはどうするかということについては、より全体の人が溜飲が下がって、そして、幸せになるように、未来絵図を描いていってほしいなと。これはもう、私としては要望ということになります。

○藤本環境まちづくり部長 今、いろいろご意見いただきましたけれども、我々としては、さっき課長が申し上げました、答弁しましたとおり、これまでの計画を着実に進めていきたいと考えております。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 今日は、陳情が1点、7-13で新たに出てきておりますけども、先ほど課長のほうでご説明を頂いた神田警察通りⅡ期工事についてのところも、ちょっと聞いておきたいことがあるので、ここの質問をさせていただきます。

3番目の契約の変更についての金額ですけど、2,000万、2,097万400円ですか、4.87%の増ということでご説明を頂きましたけど、この内訳というのはどんなもんなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 一般的な、例えば、舗装が何平米増えたとか、そういう変更ではなくて、工事妨害に伴う現場管理費、人件費ですとか、通常以上にかかった工事費、そういうものを積み上げているということでございます。

○林委員長 内訳を聞いたんですよ。

○桜井委員 うん。

○林委員長 内訳を聞いているんですよ。

○桜井委員 もう少し具体的な話ができないですか。

○林委員長 人件費が幾らとか管理費が幾らとかという具体的な内訳。専決になってしまいうんでしょうけれども、聞いたほうがいいですよ。決まっていることなんですからね、もう。

○桜井委員 いや、さっき、話、金額が出ているからね。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、ちょっとない。ない。

○林委員長 ない。

○桜井委員 出ていない。

先ほど、ご答弁の一部の中で、工事の反対派に伴う、妨害に伴う費用というようなこともちらっと言っていたんですけども、やはり資料としてご説明をそちらからされている話なんで、そこら辺のところは、契約変更のどういった、この事業がどういうふうになっているのかということを知る上からも、そこら辺はつかんで、ご説明をしていただくということは必要なんだと思うんですよ。出ないんなら出ないで、先へ行きます。違う方向に行きますから。

出ない。

○須貝基盤整備計画担当課長 細かいところが。

○林委員長 細かいというよりも、大体、どんな、どれに大きいというのを……

○春山副委員長 項目ぐらいいは。

○はやお委員 項目ぐらいい見せたほうが……

○林委員長 だって、これは専決処分で、区長決裁でやってしまうわけですよ。その後で、何を言おうが、もう決まったことは、裁判沙汰にしない限りできないんで、項目でどれにざっくりした数字ぐらいい分からないですかね。（発言する者あり）

桜井委員。

○桜井委員 助け船を出しているわけじゃないんですよ。（発言する者あり）まあ、過去にもね、過去にもこういう増額の報告があって、やはり、そのときはそのときで、ちゃんと説明をされていたと思うんですよ。それで、それが今どういふような局面になっているのかということをやはり知っておかないと、今日、陳情審査ですから、この事業が今どんな状態になっているのか。それと、新たに出された陳情についても、今までのスパンでいいのか、いや、まずは、今、現時点で達成している、抜根しているところまででいいのかといういふ、そんなところが、今回、陳情でも出てきているわけですよ。そこら辺のところに関わってくることもあると思うて、お伺いをしました。じゃあ、まあ、いいや。それは、分かったら教えてください。

課長、次の質問をします。いいですか。

この陳情の7ー13、神田警察通りⅡ期工事区間道路整備についての陳情でございますけども、これについては、前回の陳情審査のときに、正副委員長、委員長のほうから、取りあえず税務署前と白山通りまでの区間を一つのスパンとして整備をしようということをやっているわけですけども、今、その半分のところで、取りあえず整備をしたらどうですかというご提案が正副委員長からありました。実は、私はね、私は、そのときに、いや、これは一つのスパンとして、税務署から白山通りまで一つのスパンとしてやるべきだと、これを二つに分けることは、やはり地域の方たちの思いの積み重ねですから、それをまず半分のところでやってみてとかというのと、やり方としては違うでしょうと。だから、これは、一つのスパンとして、長い当初の区間で整備をすべきですよということ、私、意見として言いました。その気持ちは今も変わりません。変わりません。

ちょっと、ちなみに、課長ね、お伺いするんですけども――あ、ごめんなさい。さっき税務署前と白山通りじゃなくて、その先ですよ。もっと長い当初のスパンで整備をすべきだと。これは言い換えます。さっき、税務署と言っちゃったけど。この陳情では、その白山通りと税務署までの間、半分のところが、今、根が取れている、何だ、抜本できている、おおよそできている区間ということで、先にここをやるべきだという、そういうことですよ。仮に、これを先にやったときに、全体のスパンで、長いスパンでやった場合と、この半分のところだけ取りあえずやってみようよという、そういうご提案も頂いているわけですよ、陳情の中でね。頂いているわけなので、そうしたときに、何か弊害になるようなことというのはいありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 分割して行ふということになりますと、そうですね、時間的にも、費用的にも非常に不利になるということがございます。

それから、先ほどの内訳でございますが、妨害行為の対応による増額が約570万。

○桜井委員 570万。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○春山副委員長 内容って、何。

○林委員長 何か警備員の人件費とか、設置するものとか、そういうのを言っていたらほうが。

○須貝基盤整備計画担当課長 実際に工事、通常以上に、通常じゃないやり方じゃないとできなかったということで、それ以上にかかった人件費だとか資機材費、それが570万ということでございます。

○林委員長 うん。いいんです。だから、専決処分で、5%をもう超えないような専決処分だから、チェックは議会のほうがなかなか入れれないんで、人件費が幾らで、何とか費というの、車を借りたり、何か工機を借りたりというのが幾らぐらいなんだよという積み上げ根拠を、2,000万のを出してもらおうと、専決処分前だけど、まあ、そうなんだろうなという形で行けるんじゃないんですかね。それがないと……

○須貝基盤整備計画担当課長 それはちょっとお時間を頂きたいと思います。

○林委員長 やっぱり分からない。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○林委員長 どうぞ、続き。できないんだったら、じゃあ、ここなしで。内訳なしで。

○桜井委員 570万というのは生きているんでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それと、あと、施工体制の維持ということで、工期が延びた分の、またそこにも人件費だとか、車のリース代ですとか、資機材の保管、現場管理費、そういうものがかかってまいります。ちょっと難しくなってしまいますが。

○桜井委員 ちょっと重なっちゃっているみたいだよな、その辺の費用が。

○須貝基盤整備計画担当課長 いや。今、言葉で言うと、そういう話になるんですけど、工事の実際にかかったお金……

○林委員長 かかるお金。

○須貝基盤整備計画担当課長 普通よりも、普通の体制じゃなくて、通常ではないやり方でやっていますので、その分、普通にその分の費用……

○はやお委員 やっぱり、そのところの試算の積み上げがあるでしょうということ。

○林委員長 だから、実績。実績でいいんですか。えっ。予算。大丈夫。あまり外から来た人、びっくりしちゃうので、実績、見込みでしょ。えっ。（発言する者あり）見込みでしょう。（「実績」と呼ぶ者あり）実績なの。実績、じゃあ、これは決算額になっちゃうんだ、契約変更のほうで。見込みなのか、実績なのかでえらい違いなんですけど。（発言する者あり）

○桜井委員 そうだよな。

○林委員長 うん。実績だったら流用というやつですよ、どこかのね。（発言する者あり）どっちなんだろうな。

あんまりびっくりしないでください。僕もびっくりしているので。

ここは、じゃあ、専決のはやめておきますか。

○桜井委員 はい。はい。（発言する者あり）

○林委員長 いやいや、本会議で誰か聞いてくれればいいんで。

桜井委員。

○桜井委員 この途中のところで、税務署前までで、まずは、今、一区切りをつけて、

このところで整備をしたらどうだということについては、先ほども言いましたけど、遅々としてなかなか進んでいないこの事業に対して、正副委員長がご提案をされた。本当に、これは敬意を私も表したいと思っています。ただ、それが果たして事業を進める上において、どうなのかというところで、今、聞いているんですよ。聞いているの。私の考え方は、さっき言ったとおり、当初のスパンでやるべきだということは言っています。で、執行機関としては、当初のスパンでやると、やりたいということで考えているのであれば、今、陳情としても出てきているわけですから、この途中の税務署のところまでで、半分ぐらいのスパンでやった場合に、費用的にも、それと、期間といった、効率がいいのか、悪いのか、そこら辺のところをうまく説明できますか。

○春山副委員長 関連。

○林委員長 まず聞いてからしよう。聞いてから。

○須貝基盤整備計画担当課長 整備を進めていく上で、同じ工種、造り始めたら、それと同じものを順次進めて重ねていくと、それが一番効率的なものになります。二つに分けると、材料の手配ですとか、作業員の手配、そういうものが結局2回しなければならぬと。そういうことになりますので、先ほど申し上げたとおり、分割するということは、時間的にも、費用的にも非常に不利になるということで……

○桜井委員 なるほど。

○須貝基盤整備計画担当課長 私たちとしては、桜井委員のご指摘のとおり、一括して、今決まっている、もう既に決まっているこの計画の区間で進めていきたいと考えてございます。

○桜井委員 いいですよ、関連。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 正副委員長ご提案いただいた第Ⅱ期工事区間の既に伐採された西部エリアから進めてくださいという陳情が出ているので、この正副、林委員長が前回の委員会のところで、今、学士会館側からだけでもとおっしゃられたところの、ちょっと、意味、意図のところがいっぱい解釈をされているような気もするので、その説明も含めて、説明と、あと、質疑をさせてください。

正副の打合せのときに、この警察通りの整備がこれだけ遅延していることによって、前回、予算委員会のところで、白川委員のほうで、今までの費用の増加についても、質疑されていましたが、工事だけで7,300、保安業務で1,300、法的支援業務で860、これだけの9,500という数字の増加が出ています。それに対して、工事が遅々として進んでいないという状況の中、地域の方々が一刻も早くバリアフリー化をちゃんとしていきたいと、歩行空間の整備をしていきたいというところで、長い協議をされてきたという経緯がある中で、一刻も早く、やはり整備をして、こういう環境ができるんだということを見せることがさらに合意形成というか、地元の皆さんの声が強くなるんじゃないかということも含めて、できることからやるという検討はあるのかという質疑をさせていただきました。

これまでの委員会の中で、単純な桜の植え替えだけでなく、そこの保水であるレインガーデンを設置、何らかのデザインで追加するなどを含めて、これからの時代を含めた環境整備をきちんとしていくことで、単純に桜とイチョウの話ではなくて、こういう空間

をつくるんだというふうにしていくことが必要なんじゃないかという意味で、そういう空間を見せることができないかという意味での意図で、これを半分にするかということがどうかとかということよりも、一刻も早く整備をしていくという意味での趣旨で発言をされたというふうにご理解いただければと思います。

この点について、執行機関のほうで、とにかく一刻も早くこの整備をしていくということが必要だと思うんですけども、もう一度、ご答弁いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおりなんですが、この整備を一刻も早くと望んでいる方が大勢いらっしゃると思います。ですので、春山委員のおっしゃった環境ですとか、そういう視点も踏まえて、なるべく早くⅡ期工事、また、その先、神田駅のほうまでも進めていきたいと考えてございます。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 今、春山副委員長にお話しを頂いた、この整備をすることによって、これだけのきれいに、まちがきれいになって、利便性が保たれるんだというようなことを、やはり地域の人たちも期待している。これは、先ほど、効率的にも、費用的にも、様々な面で当初のスパンでやっていったほうがいいんだという、そういうようなご答弁を頂いている中で、私もそう思います。

今、副委員長おっしゃったように、この事業をやはり一日も早く完成をさせて、次のⅢ、Ⅳ、Ⅴのスパンにきちっと持っていける、それをしていかなければいけないんですよ。いけないんです。そのためにも、ここの事業というのは、一つの案として、半分でというようにところもあったかもしれないけども、やはり、これは、一つの今までの当初の計画に基づいて、当初のスパンで整備をきちっとしていくと。地域の方たちにも確認をさせていただいて、喜んでいただくということをしていかないと、次のⅢ、Ⅳ、Ⅴというところにつながっていきません。なので、ここは、もうしっかりと執行機関としてもやっていただきたい。

部長どうですか。

○藤本環境まちづくり部長 今、桜井委員がご指摘いただきましたとおり、我々としては、しっかりと工事を進めていきたいと思っています。最近、もう西側と言われるところ、昨日で全て抜根を終わらせました。その後、東側と言われるところも、税務署の前とか、そういったところも、もう既に低植帯の伐採ももう終わっております。あと、もう僅かで実質的な整備に入れますので、この辺、やっぱり、今、分けるとか、そういったことではなく、もう今ある計画、議会の議決を頂いている計画、それをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○桜井委員 はい。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 本当に早く進めたいというところから、いろんな観点で半分に分けてというふうなご提案いただいたことはすごく感謝していますし、こういった陳情も出てきたんだろうと思います、それを踏まえて。ただ、やっぱり、ちょっと今回、この陳情を見て危惧するのは、そのⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期と、また続けて道路整備をしていかなければならない。特にバリアフリーは待ったなしの中で、こうやって区間を分けていってしまうと、じゃあ、ここから30センチはいいよ、次、ここから20センチはいいよ、要は、反対している方

とか、意見が合わない方たちが部分的に許可をしなければ進まっていけないようなことを現実としてつくっていったってしまうのではないかとということを危惧します。

確かに、一度、しっかり、こういったものできれいになったものを見ていただくということは、一つ妙案だとはすごく思うんですけども、一方で、そういう交渉の余地を、今回、議決して工事のもう契約段階に入った中では、工事のスケジュール全てが執行機関の中の裁量としてやっていただく、で、より早く、そして、より効率的にやっていただく、より安全にやっていただくことを進めていただいていると私たちは確信して、もちろん、そういうイレギュラーな事案が発生したとしても、それをやはり進めていくことが重要だと思いますので、あえて、こうやって区間を区切ることがかえってⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期、全体のスケジュールを進めない方向に行ってしまうんじゃないことを危惧してしまうので、できれば、先ほどご答弁いただいたとおり、そのままのスパンでやっていただければと思います。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 私は、何度も言いますように、Ⅰ期工事のときも委員長をやっていましたんで、ここのところは、当初から切るという話だったものを、あえて切らないでという流れだったわけです。Ⅱ期工事もあるところはあるでしょう。あと、私はそのときには区議会議員に残っていませんでしたので、議決をやっぱり優先させるということは大前提だと思います、議決で決まっていることは。だけど、これだけもめているという実態論から考えたとき、どうあるかというのが、やっぱり大人の知恵を出していく必要があるのかなというのが私は常々言っていたことです。

何かというと、今、何度もおっしゃるように、部分でやっていくと、やっぱり期間が長くなると言っているけど、またここで慎重派の人たちとのぶつかり合いをやっていくぐらいであれば、その辺のところについて、本当に、当初、このセンテンスで、この区間で、Ⅱ期でやるのがいいのか。そしてまた、私はね、それだけ区行政のほうですばらしい計画であるというのであれば、実際、Ⅰ期工事の部分と、そしてまた、今回の桜を植えて、こうなるよといったところを、いい意味ですよ、見せつけるということが、比較をすることが、一つの方法として、正副委員長から言っていたことなのかなと思うんですね。

でも、最初は、当初は、これは、もう両者のほうから、推進派も、結局は反対する慎重派のほうも納得はできないだろうと思ったんですけども、慎重派のほうからこんな陳情が出てくるということについては、一つの歩み寄りの意見として踏まえただけですね、あるのかなと。だから、そここのところで、本当に当初の計画で突っ走るという話の仕方もあるけれども、本当に実態論として、早く進めるためにはどうかと考えたときには、またこのままでやっている、慎重派と推進派との溝をつくと同時に、またこういうことになるんじゃないの。すんなり行ければいいですよ、このパターンで。そこで落ち合いをやって、来年の春のときに、きれいな桜があることによって、こんなにすばらしい道になるじゃんという話を提示するのも一つの方法かと思うんだけど、その辺は、どういうふうに考えているのか。

あくまでも、ちょっとひどい言い方をしていたけども、行政のほうも、やっぱり中を取り合いながら最適解で早くやるということが一番大切だと思うわけです。それも自分たち

が出した計画じゃないんですよ。実態論として、こういう状況の中でどうあるかという計画の検討をしているかということなんですよ。だから、そこでやるべきだと思うし、私は、でも、何度も言いますよ。前提論としては、議決されているということは重たい。だから、あえて、あんまり今まで意見も言っていなかったんだけど、でも、こういう事態を踏まえたときに、折り合いをつける正副の案を出していただいたということは、これは重く受け止めるべきではないのかなというふうに思うんですけども、もう一度、そのところについて、本当に、じゃあ、このままの実態論として、このまま突っ走るんだというやり方と、慎重派のほうは、じゃあ、この半分でやってみたら見ましようよという意見があったならば、どちらがどういうふうに進めやすいのか。それで、さらにこうやって、こっちのほうが進みやすいですよというなら、そこを説明してください。それなら、もうそれ以上、私は質疑するつもりはないので、お答えください。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、先ほども少しお話ししましたが、西側というところは、もう、全て抜根も終わっております。

○はやお委員 そうだね。

○藤本環境まちづくり部長 それで、東側も、もう低植帯の伐採も進んでいまして、もう終わっているということで、あと、伐採も僅かなものを、9本すれば、すぐ整備に入れますので、この段階で、西側まで止めて、また比べるということをするよりも、もう西から東の部分、一連にやったほうが非常に効率的であるというふうに思っていますので、ここまで来たからには、もう計画どおり、議会で議決を頂いた計画どおり進めさせていただきたいと思っております。

○はやお委員 はい。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 まず、資料のこの表現の確認。2のところで、工事への反対派による妨害行為、3のところで、工事への反対派による妨害行為となっていますけども、これ、工事への反対派というのはいないんじゃないですか。皆さん、工事には賛成している。ただ、話合いに応じてほしいと言っている人たちのことを反対派と言っているということでよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事には反対していないけども、街路樹を残すというお話をされているんですけども、今般、抜根作業、もう既に伐採が済んでいる切り株を撤去しているときにも、工事の関係者ですとか区職員に対して長時間にわたって執拗に動画を撮影したりとかインタビューするなど、そういう心理的な嫌がらせをされております。（発言する者多数あり）また、それを編集しないまま、ライブで発信もしています。こうした妨害行為をやめさせるべきだとの、そういうご意見も区のほうに複数頂いております。また、さらに、SNSでもそれを発信して、（発言する者あり）管理職ですとか一般職員、そういう名前を公表していると、そういうこともされております。

今、カスハラの関係で、役所の職員の名前も公表しない方向で進んでいるというところがございます。ですので、こういうことをされているというところは、あくまでも、本当の反対派の方たちは、この工事そのものを遅延させることが目的なんだと認識してございます。

○岩田委員 工事を遅延させることが目的というふうに今おっしゃっていましたが、

私が聞いたところによりますと、皆さん、工事は早く進めてほしいとおっしゃっていますよ。というところで、ちょっと認識が違うんじゃないですかね、というのが一つ。

もう一つ、何ですか、動画を撮られていたことによって妨害されたといいますけど、じゃあ、動画を撮られていたことによって、作業は遅れたんですかね。（発言する者あり）

○藤本環境まちづくり部長 今ご質問ですけれども、我々も、なぜ、そうやって動画を撮ったりするか、SNSで発信したりするかということをよく考えたんですけれども、やっぱり、目的が工事の遅延をさせることが目的であろうというふうに、我々は認識をしています。そこは、今、課長が申し上げましたが、やはりインタビューしたり、それをネットに載せたり、心理的な嫌がらせをすると。一般職員の名前まで出すと。ホームページでもそういうことを、我々は公表していますけど、そういうことをされていて、やはり工事関係者も職員も、ちょっとやりたくなくなるなというような、そういう気持ちにさせているということで、やはりそれは、そういったことがあると工事が進まなくなる。しかも、危険な歩道から、工事関係者や区の職員に威嚇があって、何度注意しても直らないと、そういうことを見ていると、とても目的が、あそこにいらっしゃる方の目的が、当時、工事を反対していないなというふうには思えないというのが我々の認識です。

○岩田委員 つまり、区の受け方として、反対しているんじゃないか、イコール、反対派というふうに受け止めたということなんですね。

木に寄り添っている方々というのは、特に工事には反対していない。今まで陳情でも、私たちは工事には反対していません、話を求めてくださいとずっと言い続けていたけども、そういうふうには区は受け止めていなかったということなんですね。

動画を撮られていると、何か気持ちとしてやりたくなくなるんで、遅くなると。えっ、そんなやわい精神な感じなんですかね。やるって、これだけもう、ねえ、何年間もやるぞと言い続けているぐらい、もう強いハートだったら、これ、ね、そんな、やりたくなくなるって、遅くなるもんなんですかね、動画を撮られていて。

○藤本環境まちづくり部長 岩田委員のように、うちの職員それから工事関係者は強いメンタルを持っていませんので、（発言する者あり）やはり個人名をネットで載せられる。それはやはり、やはりすごく衝撃的なことだということだと認識をしています。（発言する者多数あり）

○林委員長 岩田委員。

○岩佐委員 あんまりよくないのでは。ちょっと、本当にカスハラ事案ですよ。それをここでいいと言っちゃうのは、ちょっと疑問です。

○岩田委員 えっ。いい。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 まあ、僕みたいな強いメンタルじゃないと。（発言する者あり）皆さん、弱いということらしいですけども、でも、ずっとやるぞと言い続けて、でも、何ですかね、この、工事にちょっと話をしてくれと言っている方たちが邪魔をするからみたいな感じで費用がかさんだというようなお話ですけど、例えばですよ、前も言ったばか高い警備員の話があったじゃないですか、1日8万円という。あれも、それとは別件で、何か弁護士もばか高くて、それ、どこで調べたんだと言ったら、ホームページで調べたと言っていたじゃないですか。じゃあ、この警備員もホームページで調べたんですかね。僕も、ホー

ムページで調べましたけども、この金額の4分の1で、2万円ぐらいで請け負ってくれるって。この千代田区の状況も話しましたよ、そのときに。いや、こういうふうにもちょっとめめたりしているような感じなんで、しかも、夜ですと言ったけども、大体、2万円ぐらいですと。最悪、ちょっと長時間になったら、交代要員が必要なんで、倍かかりますと。それでも4万円じゃないですか。それを随意契約で8万円、めっちゃめっちゃ高い金額で、これ、ホームページで調べたんですかね。

○林委員長 岩田委員、じゃあ、少し整理に入らせていただきますと、一つが警備員とか予算、先ほど桜井委員が進捗確認した専決処分でなるであろうところで、内訳が分からないんで、そこは執行機関の説明責任として専決処分のところで示していただくと。それ以上は、この委員会ではできないと思います。

もう一つ、さらすのというのは微妙なんで、皆さんもですよ……

○岩田委員 そこは僕は分からないですけどね。

○林委員長 私も、顔をさらすのは、正直言って、苦痛ですよ。まちじゅうに。ネットでとか。やっぱり、恥ずかしいなというのはあります。自分でポスターを貼っておいて何なんですけども。で、一般職の方になると、やっぱり、私自身はそれなりに地域の方とかの思いを実現したいと思って覚悟を持っていきますけど、職員の方はそうじゃなくて、執行機関の一員として、本当に目立たないことだけれども職責を果たしていきたいという方と、目立ちたい方というのは、目立ちたくもないんですけど、本当にさらされるのは嫌なんですけど、芸能界で。そこは、ちょっとお含みおきを頂かないと、自分で印刷物を刷ったり、自分でネットで名前をひけらかす我々と、職員の方はそんな名前を出したくないと。まあ、僕らも出したくないですよ。本当に出したくないですけど、これはもう、やる以上しょうがないと思うのと、全く、夜、時間外勤務をされてというのを少し分けなくちゃいけないなとは思っています、議論の陳情審査の中で。

○小枝委員 それ……

○林委員長 えっ。

○小枝委員 事実なのか、それで、一絡げに……いるから……

○林委員長 いやいや……

○小枝委員 誰の、どこの、どの行いのことを言っているのか。エビデンスのない空論というのは、物事を曲げてしまうから、本当に誰がやっているどれのことなのか、特定しないと、全部、一絡げで、じゃあ、住民なのか、うん、誰なのかということはやっぱりちゃんとしないと、名誉毀損になると思うんですよ。

で、ハラスメントということ言えば、相互ハラスメント……

○林委員長 うん。小枝委員、分かった。分かりました。手を挙手してお話ししていただきたいのと、事実行為で、ネットにさらされたという事実の有無というのは、陳情審査で、これ、予算に絡むことになってくるのかな、警備の警備員とかになってくると。やるんだったらいいんですけど、前回の委員会でも確認しましたけれども、本日新たに送付された送付7-13という陳情書がありますけれども、この委員会の中で、前回、ちょっと前のめりだったのかどうかというのは議論は別として、自転車道通行環境整備についてというのは、陳情書も含めて、常任委員会の申し送り事項と継続審査にしましょうねというのは、委員会で確認しました。しましたんで、後の3番で、日程3番ですよ、申し送り

事項の中でも、皆さんにご確認していただきながら進めて、後ほど案を取る確認をしますけれども、陳情審査というワーディングも入れてあります。あります。

で、ここで、前回のときは、これまで出た12本の陳情の、1回、委員会として、最後に整理をかけて、正直言って、改選のときに引継ぎ継続というのをどうやったら回避できるのかなというのを正副でやって、これなら、きっと陳情を全て陳情者にもこういう方向でまとめましたというのをお返しできて、ゼロリセットじゃないですけども、半分行った状態でゼロリセットで、陳情というのを全部継続審査じゃなくて、調査終了という形で行くのはこれしかないかなと思って言ったんですけど、残念ながら、全会一致にならなかったんで、ここは、もう継続審査でやりましょうねと確認したんで、本日のところ、やるとすると、報告事案の中であった桜井委員が言われた2,000万の専決処分になるであろう内訳の確認、ここは議会としてはしなくてはいけないことだと私は思っています。むしろ、執行機関が説明責任があるんだろうなと。こういう議論を分かりませんというところがよろしくないんだろうなとは思いますが、で、2ページ目のマップのところ、部長が言われたように、これ、向かい側の赤2本も、西側のも、もう根っこも抜かれた、全部抜いたというか、抜かれた……

○藤本環境まちづくり部長 西側はそう……

○林委員長 西側、全部グレーになったと。25日現在じゃなくて、25日に全部抜いたのかな。今、赤になっているんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 昨晚やったので、25日現在で言うと、全部……

○林委員長 だから、本日、25日だから、じゃあ、資料が違う。グレーになったんですか、赤二つは。だったんだったら、その説明を、しっかりともう一回、この委員会資料で赤になっているけれども、グレーの灰色になっていますというのを再確認していただいた上で、継続審査にしないといけないと。

だから、執行機関、2点、資料の訂正の説明と専決処分になるであろう2,000万の内訳の説明を十分に果たしていただければ、継続審査で行けるんですけど、片方の2,000万の内訳は、残念ながらできない。グレーのほうは、じゃあ、訂正をしていただかないと、委員会資料ですんで、我々の委員会の陳情審査しているのと部長の答弁と食い違いが出ていますんで、そこだけを確認して、継続の取扱いにするのかなとは思っています。

（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 専決処分につきましては、改めてご説明をさせていただきます。

それから……

○林委員長 ここで。

○須貝基盤整備計画担当課長 違う。あ、すみません。（発言する者あり）

あと、この、樹木の状況図ですけども、こちらは24日現在ということで先ほどご説明いたしました、本日でありますと、この下の南側の2本、赤い2本というのは抜根が済んでおりますので、これは灰色ということで、この資料でいきますと、赤の伐採済みが6本、抜根済みが15本ということになります。

○林委員長 よろしいですかね。確認と本数が、赤が6になって、灰色が13から15になると。で、訂正というか、進捗が変わったという形で。

ふかみ委員、よろしいですか。何かあれば、皆さん、ご発言、陳情審査にされていますけれども。特になければ、取扱いに行きますが。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 それでは、質疑を終了いたします。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。取扱いについてです、12本の陳情の。これは。（「継続で」と呼ぶ者あり）

それでは、本件12件の陳情の取扱いにつきましては、継続審査の取扱いとさせていただきます。（発言する者あり）

以上をもちまして、（発言する者あり）神田警察通り関連の陳情審査及び報告事項（1）を終了いたします。

休憩します。トイレ休憩。

午後3時08分休憩

午後3時16分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連についてです。

本件に関する陳情は、こちらも最後なんで、全部行きます。送付5-14、外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情、送付5-30、千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情、送付5-39、外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情、送付5-42、外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情、送付6-4、外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情の合計5件です。関連するため、一括して審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、執行機関から何か情報提供ありましたら、お願いいたします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。

で、どうですかね、委員の皆さん。前回の委員会でも確認をしたんですけれども、この取扱いも3でやる申し送り事項の中に記載をしてございます。

小枝委員。

○小枝委員 直近の状況確認というだけです。同意率に変化があったかどうか、それをちょっと数字として、本日状況、本日というか、現在状況を答えていただきたい。それから、都市計画決定と条例審査、以前、ここからここまでに見通しを立てる予定というようなことがありましたけれども、それも、直近、現在どうなっているかというところの、遅れているなら遅れの日程ですね。それは、中野サンプラザにならないといっても、保証もないわけなので、皆さん、公共施設の行方を心配しておりますし、また、地権者の人たちの将

来も心配しておりますので、現段階で結構です。答えていただきたいと思います。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 2点、ご質問いただきました。

まず、同意率の変化というところです。最後、昨年11月の委員会で、状況変化について、同意率の状況についてご報告をさせていただいておりますが、その後、準備組合のほうから具体的な変更の数字について、区として報告を受けてございませんので、昨年の11月の数字、同意率の数字が、今、我々として把握しているところでございます。

2点目、都市計画決定、全体の流れの部分で、昨年の3月、都市計画決定を行った後の今後の進捗状況について、前回3月25日の委員会でも、資料の日付を入れたものということでご指摘を頂いておりますが、もろもろ含めまして、今後、情報をしっかり整理して、準備組合からスケジュール感として、今、どこまでということが準備組合としてどこまで言えるのか、どこまで検討が進んでいるのか、スケジュール感としてどう見ているのかについても、次回以降の資料として取りまとめて、当委員会においてご報告したいと思っております。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 平たく言えば、進まないよということなの、今の状況からすると。ただ、一番心配なのは、何度も言っていますように、この再開発を活用して、結局は、清掃事務所、並びに、そして、また万世会館の機能更新をするということなんですね。そのところで、何かといたら、まちづくりだけの問題ではないということなんです。この遅れということに関しては、ちょっと所管外になることなんだけれど、進捗管理を誰がどのようにしていくのかということは、前回も課題になったと思うんですよ。これについては、どのようになっているのか、その検討状況について、結局は遅れば遅れるほど、修繕費がかかるということは間違いのないのか。それについてのそういうことを含めて、どういうふうに考えて進めていこうと考えているのか。これは、悪いけど、まちづくりだけの問題ではなくて、全庁的に考えることだと思うので、いや、答えられる範囲で、こういうふうにやって検討しております、そしてまた、政経部のほうともこういうふうにしておりますということがあったら、情報提供していただきたいと思います。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず、中長期的な修繕経費がどうなるのかという形については、直近数年間で大規模修繕をかけるという計画には、清掃事務所も万世会館も入っておりませんということで、政策経営部のほうからは確認を取っております。その上で、事業が仮に遅れていくというところで、機能更新の時期、当然、これはまちづくり全体の事業という中で機能更新ではある一方で、区有施設の機能更新のタイミングをそれに合わせていくというのが今回の事業の中で必要になってくるということですので、そこについては、事業にしっかり区として再開発の中にどう加わっていくのかについては、所管である清掃事務所、万世会館、今、それぞれ真剣に考えておりますので、それが最終的には再開発事業に対してどうフィットしていくのかという部分について、相互連携して情報交換は行っております。なので、一定の条件の整理が一通り済んだ段階で、所管委員会、関係委員会のほうで、そこら辺も報告をさせていただきたいと考えております。

○はやお委員 今、結局は、所管として、環まちの、環境まちづくり部としては、清掃のほうはうちの所管ですから、現実、今ないよということで確認していますということで、政策経営部は言っていますけれども、実態的に、就任したばかりだから分かりませんとい

うことはあってはならないと思うんだけど、分からないところはあるんでしょうけど、現実ね。いや、僕が一部聞くとところによると、かなり老朽化していると、困っているところもあるやに聞いておるから、そこら辺のところについて、でも、そうはいいながらも、我慢できる範囲といろいろあると思うから、その辺のところを含めて、お答えいただきたい。
○千賀千代田清掃事務所長 今、現状の清掃事務所の状況というところで、ご質問かと思っています。

先ほど担当課長から話がありましたように、将来的には、この再開発の中で、全面的な機能更新を図っていくというところで、今は、そういうところで、機能更新の内容について、内部等で検討しているところでございます。一方で、現在の事務所の状況、確かに老朽化しておるというところがございます。必要な部署は、都度都度の補修等、これは、都度、政経部と調整をしながら対応しているというところで、現状はそういう形で運用を継続しているところでございます。

○はやお委員 最後。

私も、これは何度も言っているように、同意率の問題、結局は、今、動かない、民間だけでは動かないということであるならば、結局は、千代田区がここのところに同意をしていくしか3分の2にはならないだろうという予測なわけですよ。けど、そのところについて、何かって、もし、そういうことが事態として起こるとなれば、今回、自分たちの千代田区の機能更新を再開発でやらないということであれば問題ないんだけど、今回、そういうことになったときに、自分たちの機能更新をするために、今、民間のほうは3分の2になりましたって、なっている。なりましたといっても、現実、3分の1近くは、結局は、今、ノーなわけですよ。そうすると、乗った瞬間、総乗った瞬間、何度も言うけど、収用、つまり、強引に我々の同意によって反対する人たちの私有財産を、厳しい表現すると、活用せざるを得なくなるということだから、ここは慎重にやっていただきたいと思っているわけですよ。大変なことです。大変なことです。

公共性といったときには、普通は計画道路だとか、そういうような広域的な公共性がなくちゃいけないのに、それはいいですよ。水辺の創成もいいですよ。けども、そこに値するだけの公共性があるかという問題になって、もし訴訟問題が起きたときに、かなり厳しい立場にまた千代田区も置かれる可能性があるから、その辺を、同意率の進捗については、慎重に、そしてまた、丁寧にやっていただきたいんですけど、お答えください。

○加島まちづくり担当部長 都市計画決定前には、民間の方々の同意率というのが3分の2行っていなかったといったような形で、都市計画決定した。そこで、いろいろとご意見があったといったような事実です。その後、都市計画決定を経た上で、今、民間の方々の同意で3分の2は行ったといった形なので、無理くりすればという形はあるんですけど、それは今言われたように、やはり我々もちゃんと丁寧にやるべきだと、区だとか、国だとか、都だけの考え方ではなくて、民間の方々たちの生活の再建だとか、そういうことがかかっていますので、そこをしっかりと、今、準備組合のほうも調整しながらやっているということで、そこは時間をあんまりかけないほうがいいとは思いますが、やはり少しかけて、丁寧にやっているというのが事実でございます。

あと、やはり、今般の事業費の関係もでございます。ある程度の事業費って、見通しというのはあるんですけども、今一番ネックになっているのが、やりたいんだけど、ゼネコ

ンがとかって、そういったようなものもありますので、そういったところの解消というのもしないと、民間の地権者の方々のご意向ということがちゃんとしっかり答えられないというようなところがありますので、今、そういった状況なので、少し時間がかかっているというところでございますので、今後も、ちゃんと区が、国が、都がということではなくて、民間の地権者の方々の意向も踏まえ、丁寧な形で進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○林委員長 はい。ほかの委員の方。

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 ちょっと今の答弁のところで、現段階で3分の2超えましたということですが、多分、僅かですよね。過去の10か所ぐらい再開発の実績があると思うんですけど、千代田区の中でも、大抵は、都市計画決定時よりも、最後の最後で離れる人が多いという数字は多分把握していると思うんですね。なので、かなりゆとりを持って、8割、9割というふうな形で進めていって、ちょっと捕らぬタヌキじゃないけれども、数字が出たときに、いや、これは思ったのと違うなと、あるいは、自分の住まい方と何かが違うなというふうになって、話が違うで、合意しなかった場合でも、事業として、何というか、成立しないことがないようにというやり方、つまり、何かというと、減るんだよということも頭に入れておかないと、現実社会の中で、想定外ということでは済まされないの、現実を踏まえれば、まだ僅か、僅かであるとすれば、事業化は、ほか、どこも苦労しているけれども、厳しいということも頭に入れておかないとまずいんじゃないかというふうに思ったんです。認識を、経験があるはずなので、経験に基づく認識をお願いします。

○加島まちづくり担当部長 そういったご意見も踏まえながら……

○小枝委員 意見じゃなくて……

○加島まちづくり担当部長 ご意見というか、過去にそこら辺の資料も出させていただいて、説明もさせていただいておりますので、そういったところも踏まえながら、丁寧にやっていく必要があるというふうに考えております。先ほど言ったように、民間の方々が3分の2行ったからすぐということではなく、各地権者の方々のご意向、我々あんまり細かいところまで突っ込んでお話を聞くことというのはちょっとできないんですけれども、準備組合のほうからそういった調整の内容を少し聞きながら、丁寧にやっていく必要があるというふうに思っておりますので、今、小枝委員の言われたご指摘、ごもっともだろうというふうに考えておりますので、今後も丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

○林委員長 はい。質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、質疑を終了しまして、取扱いについてですが、（「継続」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございました。それでは、本件5件の陳情につきましては、継続審査の取扱いとさせていただきます。

以上で、外神田一丁目南部地区のまちづくり関連の陳情審査を終了いたします。

次に、次に、次に二番町のまちづくり関連について、これも、ちょっと、ここ、長いですが。（発言する者あり）いや、読み上げるのが。最後、陳情なんで、全件読み上げます。

送付５－１８、日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書、送付５－１９、日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書、送付５－２１、日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書、送付５－２２、陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について、送付５－２３、二番町地区地区計画の変更について「陳情書」、送付５－２４、日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書、送付５－２５、二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書、送付５－２６、日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書、送付５－３１、日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情、送付５－４１、（１）二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法１６条及び１７条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに（２）今後の再度実施される１６条・１７条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情、送付５－４５、千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情。長いな。送付５－４６、二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第１６条第１項の公聴会の開催を求める陳情、送付５－４７、二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情、送付５－４８、二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情、送付５－４９、二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情、送付５－５２、二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情、送付５－５３、二番町地区計画早期変更に関する陳情、参考送付、教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情、送付５－５４、「都市計画法第１７条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情、送付５－５５、「都市計画法第１７条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情（送付５－５４）」に関する追加の陳情、送付５－５６、都市計画法第１７条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情、送付６－８、東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての調査と提出のやり直しを求める陳情、送付６－１８、千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情、送付６－２６、都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情、送付６－３８、二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情、送付６－３９、「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情、送付７－５、二番町計画の附帯決議に基づく適切な「前向きな話し合いの場」をお願いする陳情、送付７－７、二番町地区再開発に関する話し合いの場に係る陳情の合計２８件です。

これで、関連するため、一括した、一括審査でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、執行機関から何か情報提供がありましたら、お願いいたします。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 それでは、ちょっと報告させていただきます。

3月25日の当委員会で報告した番町次世代シンポジウムの結果と今後の進め方について、3月26日の都市計画審議会において報告した際、ご意見を頂きましたので、その概要及び区の対応状況についてご報告させていただきます。

区からシンポジウムの概要及び事前に頂いたアイデア、当日の意見、参加者のアンケートについてご報告させていただいて、その上で、今後の進め方について、都市計画の手続等を通じてもらったご意見、あるいはシンポジウムのご意見、あるいは、事前に頂いたご意見により与件整理をして、基本計画に反映する形として、日本テレビに要望したい旨、報告したところでございます。

それに対して、都市計画審議会の委員から、今後の進め方についてご意見を幾つか頂きました。あってはならない未来についての議論の時間があまりなかったため、与件整理につなげていくに当たって、計画に制約をかけるような部分とか懸念事項を出して解消していく場があってもいいというご意見、また、懸念事項の整理に関連して、交通量調査、人流調査のほか、こういった環境調査が必要かといった部分についても分かってくるようなことをご意見として頂きました。一方で、また、都市計画決定までは決まったが、詳細はまだ決まっていないのが実態であって、一方的に要望というのではなく、やり取りしながら折り合いをつけていくというプロセスも必要とのご意見があったところでございます。

ご意見を踏まえまして、区は、シンポジウム当日のアドバイザーで都市計画審議会の学識経験者である加藤先生や村山先生に、今後の検討プロセス、実施方法について、ただいま相談しているところでございます。それで、進め方のほうが見えてきた段階で、また議会や審議会に報告させていただきたいというふうに考えてございます。

最後に、シンポジウムの議事録の公表内容について、先ほどの両先生から指摘がありましたので、当日の先生方のご意見も含めた概要という形で公表させていただくということで確認させていただきました。

以上でございます。

○林委員長 委員の方、何かございますか。いいですか。

まあ、引き続きですよね。都市計画審議会の中で、学識経験者の方からあったらいいなという領域は十二分に、十分な形だったんですが、あってはならない領域については、少し住民の幅広いご意見を聞いた上で、前に進めていったほうがいいという、そんな形だったんで。

ある。はやお委員、どうぞ。大丈夫。

○はやお委員 概要ということについては、学識経験者の、この前、都市計画審議会において説明をしていただいたら、あ、そういうことだったのかと分かったからという意味での概要でしょうか。というのは何かというと、学識経験者にやっぱりサジェスチョンいただくと、こういう意図でシンポジウムをされたということがよく理解できたんですね、私は。だから、そのことを意味しているのか。今、概要といった中のどういうことを意図して今の話が出てきたのか、ご説明いただきたい。

○齋藤麴町地域まちづくり担当課長 先ほど頂いた最後の部分の概要を含めた形での公表

という形でございますけど、シンポジウムのまとめを、参加いただいた意見のほか、先生方がいろいろコメントを頂きましたので、その概要という形でまとめたものを併せて、当日の議事録概要ということで公表させていただきたいといったことでございます。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 すみません。この公表の、（発言する者あり）ごめんなさい、そんな長くない。公表の仕方ということは、今までのやり方だと、ホームページに載せますみたいな感じなんですかね。というのは、議会の場で話されたことと都市計画審議会で話されたこと、都市計画審議会の当事者先生方がいらしたからということもあるんですけども、なぜか、別におっしゃればいいのに、この委員会の中で、その部分というのをおっしゃらなかったんですよ、忘れていたのか分からないんですけど。つまり、議会的には、あの話というのは、メンバーは、都計審メンバーは分かっているけれども、議員は分かっていないという現状があるということなんですね。なので、非常に先生方が懸念していることというのは、極めてまともというか、ああ、本当にそうだなというふうに思われる話でしたので、そこは、協議会でされたい、仕方をね、議会も含めて、やってもらいたいということが1点と。

それから、まだ実際のところ、まちの人たちはほとんどご存じない状況があるので、そこに、行政も含めて、あるいは、学者の先生も含めて、いろいろな住民にとって前向きに話し合う場というのは、懸念も含めて前向きなんだから、そういう場面に一定程度の規模で呼びがかかれば行きますよという理解で、今までもそうだったと思うんですけども、これからもそういうことで大丈夫でしょうか。そうしたテーブルが最終的に一つのものになっていけば、またこれは好ましいことになっていくと思うので、そこら辺の、大変だと思いますが、新人でいらっしゃるの。けども、サポートいただきながら出ていって、プレゼンをして、そうした資料も附帯決議も、教育はしていくというところで、安心感の持てる今後というふうにつなげていったらなと思うんですけど、2点、いかがでしょうか。○加島まちづくり担当部長 新人ですけど相当優秀な担当課長ですので、（発言する者あり）ぜひ、よろしくお願いします。ただ、ただ、3月のことまであんまり分かっていないというのが――なので、私のほうからすみません。

3月25日の当委員会で、あしたの都市計画――3月26日の都市計画審議会で、こういった番町シンポジウムに関しては、こういった資料に基づいてご説明させていただきますということで、それを26日に報告させていただきました。委員だからお分かりだと思うんですけど、その際に、会長のほうから、アドバイザーでせっかく行った先生がお二人いるんだから、じゃあ、そこでお話をしてくださいって、そこで、概要の話だとかあったので、そういったものを入れるべきだよねというような話があったので、今回、両先生にお話を聞いて、じゃあ、記録としてどういったものを入れましょうかということで整理したのが先ほど担当課長がお話したとおりです。

もう一つ、今後の話、調整の仕方ですね、確かにオブザーバーということで、この両先生には今後もお願いしたいというふうに考えておまして、今、そこら辺も調整をさせていただいているところですので、今後、次世代シンポジウムという名前かどうかちょっとあれですけども、今後、日本テレビさんの計画についての調整だとかというのがもう出てきますので、そういったときのオブザーバーだとか、そういった形も、区としてはちょ

っと今お願いしたいなという考えで、お話をさせていただいているといったところでございます。

○小枝委員 そういうことだとは思いますが、座長に言われなくても、普通に参加した先生方のコメントなり、説明の仕方については、報告があってもよかったんじゃないかというのは思いますけど、まあ、いいです。それは質問にいたしませんか。それよりもというか、流れとして、前の明石先生でしたかね、その前は山本先生でしたかね、そういうふうにして、常に真ん中に挟まる先生というのは非常に苦しい思いをされたりとかするわけなので、必要に応じて、軸となる先生は、私はもちろんいいと思うんですけども、もっと、何というんですかね、住民が求めるところの分野の先生であるとか、そうしたものも必要に応じて加えていったり、一緒に話合いの中でそうした位置づけも考えていくと、さらに過去の混乱から、要するに、二分することを一つにしようということがあるわけですから、それと、700パーと80メートルが上限だよということで、環境に配慮しながら、まちづくりをしていく。そして、それは四番町にも何が起きるのかという不安も皆さんあるわけですから、そうしたところでの交通キャパシティがどうなのかとか、もっとポジティブに言えば、そうしたインフラ環境的な、それこそ、木であったりとか、道路面であったりとか、そういうふうないろんな空間形成をどうしていったらいいのかという、それから、ボリュームももうそうなると思いますけれども、高過ぎても圧迫感ということになるんで、そうしたことに一定程度大丈夫だよと思えるような体制をつくっていくことが、ソフトな収まり方になっていく道筋だと思うので、お二人の名前、具体的に挙がっていますけれども、そのお二人だけを軸にしていくということになると、また都市計画審議会との関係性の中で、行政の考え方の狭間になってしまうということもあるので、必要に応じて、多様な分野の多様な研究者を位置づけていくようなことも考えていただきたいなと思います。

質問はそうしたところですよ。提案ですよ。わあ。

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○小枝委員 ええっ。ええっ。どうして。

○加島まちづくり担当部長 いいですか、私で。

○小枝委員 いや、そんな。申し訳ないですね。

○加島まちづくり担当部長 すみません。まず、山本先生と明石先生は日本テレビ沿道まちづくり協議会の座長なので、今回の附帯決議に関する調整と、またちょっと違うところなので、そこは少しそういったところです。

今回の今後の進め方に関しましては、やはり核になるのが都市計画審議会での附帯決議の内容、それが充足された形で、今後、進めていけるかどうかということなので、今、そこはかなりご尽力いただいた、特に加藤先生、それと、新しく審議会委員でやられている村山先生をお願いしているといったようなところです。

一方で、それとはまた別になると思うんですけども、番町地区に関しては、いろいろと、今後、空間構成だとか街路の構成だとか、ちょっと地域の方々からいろいろのご意見が出ていますので、そういったことを区のほうとしては下支えしていきたいというふうに考えております。そういったところで、今言われたような専門の先生等が必要になってくる、区だけではなくて、やはりそういった専門の方々のご意見を聞いて、地域の方々はどう考

えるといったようなのも非常に重要なというふうに思っていますので、そういったような取組を、今頂いたご意見の中で進めていきたいなというふうに思っております。

○林委員長 はい。では、いいですか、質疑終了して。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 この件についても、申し送り事項にも、いろいろ皆さん確認の上、入っていますが、取扱いは。（「継続」と呼ぶ者あり）継続で。はい。それでは、本件28件の陳情につきましては、継続の審査の取扱いとさせていただきます。

以上をもちまして、二番町地区のまちづくり関連の陳情審査を終了いたします。

次に、先ほど開催されました議会運営委員会において新たに委員会に送付された陳情、送付7-15、千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情です。本件については、送付された直後ですので、正副の打合せも、執行機関との確認も、内容確認もしていないんですけど、ぱっとご覧になっていただいて、どうぞ、一応、陳情だから、質疑と言わなくちゃいけないのか。

どうぞ、春山副委員長。

○春山副委員長 確認させていただきます。

土砂災害警戒区域に関しての開発のときに、いろいろな様々な規制なり指導があると思うんですけども、その辺について、基本的なところ、どのような事業者との指導が行われるのが普通なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 この件に関してというよりも、一般的にということですね。

○春山副委員長 一般的。はい。

○加島まちづくり担当部長 建物を建てる際に、擁壁だとか、そこら辺が構造的に影響があって、災害になるかどうかというチェックが必要になってきます。その影響があるようであれば、やはり、そこの擁壁の改修だとか、そういったものが出てくるんだろうなというふうに思っております。イエローだとか、レッドゾーン、災害危険区域ですかね、なので、ここでも言われているのが解消ということになると思いますので、今回の計画がどのぐらいの規模で、どういう工事をやられるかというのがちょっと分かっていないので、解消できるのであれば、やはり解消していただくのがいいのかなというふうには考えております。

○春山副委員長 その調査というのは、区のほうで担当されますか。それとも、都マターになるんですか。

○加島まちづくり担当部長 イエローゾーン、レッドゾーンの指定は、東京都になります。ただ、解消できるかどうかというのは、事業者の考え方ですね、そこでどんなことをやるかという形になりますので。

○春山副委員長 都の指定ということなんですけれども、この事業者との指導なり、解消するような調整というのは、区も入って指導なり、協議なりするという理解でよろしいでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 今、ちょっとどういう状況かは分かりませんが、区のほうにご相談は必ず来ると思いますので、そこでどういう状況かというのは、把握したいというふうには考えております。

○春山副委員長 近くなこともあって、よく分かっている場所なんですけど、かなり高低差

があるところなので、擁壁が本当に大丈夫なのかとかということも含めて、区のほうでしっかりと指導していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 法令にのっとった様々な基準がございますので、それにのっとって調整をしていただくということが大事なかなと思っております。

○林委員長 ほかの委員の方。

これ、指導はできない、行政指導はできない、協議になる、陳情書に書いてある。

○加島まちづくり担当部長 先ほど言ったように、どのぐらいの規模で、擁壁に与える影響がどうかというところがポイントになってくるかなというふうに思います。想定的には、ここのところは、ある程度の建物規模の建物が建つんだろうなと思いますので、それによって、どのぐらいここの崖のところに影響が出るかということはチェックをする必要があるかなと思っておりますので、少し、そこら辺、把握できた段階で報告もできるかなと。区がやることじゃないので、事業者がやることなので、ちょっと、どこまでご説明できるかというのはあるかなとは思いますがけれども。

○林委員長 でしょうか。ほかの委員の方、何か。

○はやお委員 一般論と今回の三番町ので、エリアは具体的には言えないの。ここが、その先ほどの災害危険区域だとか……

○春山副委員長 ハザードマップが出ています。

○はやお委員 出ているのね。だから、以前、ハザードマップで出ていたお茶の水小の奥のところだとか、今回も、ここが指定されているということでもいいのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先ほど、東京都が指定しているということなので、ホームページを見ていただくと、載っておりますので、ここは、イエローと書いてあるんですけど、もしかしたらレッドゾーンかなと、（発言する者あり）という形ですね。

○はやお委員 分かりました。

○林委員長 でしょうか。（発言する者あり）うん。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと、その、不安の内容は分かるんですけども、方法論が分からないんですが。

あちらの、昔、麴町保育園の仮園舎というのがあったところと、隣のマンションとの間のところも崖になっている。つまり、あそこがちょっと高台みたいになって、どんと落ち——逆側ですよ。（発言する者あり）マンションを挟んで逆側ということで、あの辺は、現麴町保育園側も含めて、崖、崖、崖みたいになっていると。これを何か建築的に工夫すれば危険区域でなくなるとか、何か方法があるのですか。

○加島まちづくり担当部長 明確に、すみません、状況を把握していないので、あくまでも、ここの件とかそういうことではなくて、レッドゾーンのあった、指定された場合に、その擁壁をしっかりとやり替えるというようなところであれば、それは、レッドゾーンから、危険区域じゃなく、外すことが可能になるというところですよ。それが、今回、この三番町のところでやるのか、やらないのかというところの状況まで把握できていません。それで、先ほどから言っているのは、今の擁壁に対して、建物の計画がどうなっているか分からないので、どれだけ影響するのかということ自体分からないので、やらなきゃいけ

ないというようなところは、今の段階で、私はちょっと言えないので、ただ、影響があって、やはり危ないねと、危険だよねということになれば、当然やってもらう必要はあるというふうには考えております。

○林委員長 九段小のときはきれいにできた。

○小枝委員 うん。そうそう。

○林委員長 あそこは大丈夫だった。レッド、イエローだったのか。何かせっかく書いてあるんだから、やられたんですよね、多分、実務。

○加島まちづくり担当部長 当時、ちょっと担当もしていましたので、あそこは全部擁壁、（発言する者あり）はい。連壁で。

○林委員長 解消できた。崖を。

○加島まちづくり担当部長 はい、やりました。

○林委員長 ああ。九段小、高かったんですよね。

○加島まちづくり担当部長 はい。安全をちゃんと確保して、解消はしております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 であれば、災害対策上、そうした強化をしていくというのは、公共の災害対策、安全性のために行うというのは、行政としての責務に入ってくる部分はあるんじゃないかと。東京都のエリアの指定であったとしても、現状、まちを守るのは、一番身近な区市町村ですから、こうした場合に、行政のほうがどういうふうに安全性を担保していくのか。九段小学校のような実践があったのであれば、方法論が幾つかあると思うんですけども、考えていく必要があるんだろうと。ただし、事業者によれ、やれと言っても、法的義務がなければ、これ、やらないわけですよね。そういうところのはざまに落ちてしまうといけないので、そこは、公共がしっかりと目を光らせていくというか、溝に落ちたものはちゃんと公共が拾うというんですかね、そういうふうな責任はここに限らずですけども、幾つかのところを想像したときに、もう関東大震災であそこあそこあそこがというのは分かるじゃないですか。そこがどうなるのかというのは、区民にとって、非常に関心の高い問題だと思うので、直視して、公共が何を安全のために担えるのかということは、ちょっと結論を見いだしてもらいたいなというふうに思います。

○加島まちづくり担当部長 我々として、やはり安全第一というふうな考え方、それはもっともな考え方だと思っていますし、しっかり、そこら辺は状況を把握して、指導できるところを指導していきたいというふうに思っています。

○林委員長 指導できるのかな。指導できるんだ。（発言する者あり）

○加島まちづくり担当部長 あと、なぜ、こういう言い方をしているかというのも、崖の所有関係がどうしても出てくるかなと思います。（発言する者あり）はい。だから、九段小に関しては、区の敷地の中の崖ということでありましたので、だから、工事のやり方等も含めて、いろいろと調整は出てくるんだろうなというふうに思っていますので、申し訳ありません、そういったところなので、ちょっとストレートにあんまりうまく言えていないというのが事実なんですけど、先ほど言ったように、安全第一の観点からやっていく必要があるというふうには考えております。

○林委員長 はい。じゃあ、ちょっとやり取りの中で、少しきついのもかもしれないけど、まあ、ここの崖というのは、千代田区の、今、あい・ぽーとのところも連続性のある崖で、

区のほうが責任を持った九段の、逆側の谷の北側のところは、擁壁、きっちりやれたわけですね。で、イエローゾーン解消で。そうすると、あんまり個別の事業の民間同士のを、ああだ、こうだというのも、議会側からは言いづらい面もあるんですけども、あまり陳情を何十件もあれなんで、ちょっとだけ聞いてもらえますか。

例えばですけども、三番町地区地区計画に基づいてがいいのかな、準じてなのか、ちょっと、ここはワーディングあれなんですけど、土砂災害警戒区域、イエローゾーン解除に向けて調整することを執行機関に申し入れるとかぐらいで、別にどうしろ、こうしろというわけじゃなくて、ちょっと崖があるんで、調整、心配だからしてねという申入れをまとめちゃうと、申し送り事項にこの陳情のぶら下げを書いていないんで、これで、ただ、地区計画に基づいてというワーディングなのか、どういうワーディングだったら、地区計画って、こう書きちゃっているんですけど、基づいてじゃなくて、準じて。

○春山副委員長 土砂災害警戒区域の何とかというワードじゃないんですかね。

○林委員長 でも、それは都のやつになっちゃうんだよね。

ちょっと休憩します。

○桜井委員 千代田区の……

○林委員長 休憩します。

午後4時02分休憩

午後4時04分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

質疑は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、委員会での質疑のやり取りを踏まえた上で、委員会集約の確認をさせていただきたいと思います。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）解除に向けた調整をするよう、執行機関に強く求めることを委員会集約として確認したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、委員会集約を基に、陳情者の方にお返しするという形で取らせていただいて、送付7-15、千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情の審査を終了いたします。ありがとうございます。

それでは、陳情審査終了して、どうしますか、そのままやっていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、引き続き、日程2、報告事項に入ります。

（1）は先ほど終了しましたので、（2）東郷元帥記念公園改修工事についてから始めます。執行機関の説明をお願いいたします。

○村田道路公園課長 東郷元帥記念公園改修工事の契約変更について、ご報告いたします。資料、環ま02をご覧ください。

本工事は、平成29年10月に着手して以降、工事を進めてきておりますが、令和4年4月に、まず、下段広場を開放いたしました。現在は、上段広場の工事を令和7年7月の開放を目指して進めており、引き続き、中段広場についても、令和8年4月の開放を予定しております。

今回の契約変更は、地域の方々からの要望に基づき、公園の周辺道路での歩行者の安全を確保するために設置している仮設通路の開放時間帯の拡大を行ったほか、設置するブランコを、従来型のものからインクルーシブなタイプに変更するなど、上段広場の工事を進める上での変更に伴うものでございます。これにより、契約金額は約13億9,500万円から約500万円増の約14億円となり、約0.4%の増額となります。

以上です。

○林委員長 はい。委員の方、何かございますか。東郷公園、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、お疲れさまでした。

次に、（3）新川橋塗装塗……。〔発言する者あり〕えっ。いいですか、終わって。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。塗装塗替等工事について、執行機関から説明をお願いいたします。

○村田道路公園課長 続いて、新川橋塗装塗替等工事の契約変更についてご報告いたします。資料、環ま03をご確認ください。

本工事は、新川橋のげたの部分の塗膜に含有しているポリ塩化ビフェニルという有害物質の除去を目的に塗装の塗り替え等を行うものであり、令和5年7月から工事を行っております。

今回の変更は、塗膜を剥離した際、鋼材に酸化皮膜が付着していたため、新たにこの部分の除去が必要になったことや、工程変更により設置する作業足場の設置回数を削減したことが主な理由であり、締めて、当初の契約金額約3億4,700万円から約600万円減の約3億4,100万円となり、約1.6%の減額となります。

すみません。ちょっと先ほどお伝えし忘れたんですけども、2件ともに、本工事契約変更に係る議会のご報告につきましては、当該所管、企画総務委員会でご報告を行った後、次の本会議でも専決処分の報告として行う予定でございます。

以上です。

○林委員長 はい。

委員の方、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、報告事項を終了いたします。

次に、日程3、申し送り事項（案）についてです。

まず、申し送り事項の案文をご確認ください。

2年間、当委員会で、議案、陳情の審査や所管事務の調査をまいりました。正副委員長案として、申し送り事項（案）を取りまとめさせていただきました。

特に何かご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

ない場合、それでは、本件の内容で「（案）」を取りまして、改選後の委員会に申し送りいたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 次に、日程4、その他に入ります。

委員の方は何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

執行機関からどうぞ。

○神原環境まちづくり総務課長 年間登録制自転車駐車場について、ご報告させていただきます。

区内16か所にごございます駅周辺の年間登録制の駐輪場の申込みについて、利用者のサービス向上を図るため、本年1月より区ポータルサイトによる電子申請に移行しております。また、令和8年度から、現在、ばらばらであった利用開始月を利用ニーズの高い4月に全ての駐輪場を統一させていただくこととしました。

なお、区ポータルサイトをご利用できない方は、紙での申請も受け付けております。

報告は以上です。

○林委員長 はい。何かありますか。

よろしい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、次、どうぞ。

○神河環境政策課長 昨日開催いたしました「ちよエコヒーロー宣言」キックオフイベントについて、口頭にてご報告申し上げます。

3月には、こちらの委員会でご報告させていただいた環境配慮行動宣言制度、公募により個人を対象としたものの名称を「ちよエコヒーロー宣言」といたしましたが、昨日夕方、制度立ち上げのキックオフイベントを区民ホールにて開催いたしました。64名の多くの方のご参加を頂き、区長挨拶の後、川又技監、そして、サステナブルクリエイター前本美結さんの講演、そして、今回の制度名称の公募採用者の表彰などを内容といたしまして、大変盛り上がったものと考えております。

○林委員長 自画自賛。（発言する者あり）

○神河環境政策課長 大変な盛り上がりがあったものと考えております。

今回は、区民、在勤者、在学者等、個人を対象としたものでしたが、今後、企業に向けた同様の宣言制度を予定しているところでございます。今後も、区のイベント等、様々な機会を捉えまして、環境保護の必要性や本制度等を周知いたしながら、区民等の皆様にご参加いただき、そして、2050ゼロカーボン・ゼロウェイスト、そして、2030ネイチャーポジティブの実現に向けてまいりたいということでございます。

報告は以上でございます。

○林委員長 はい。委員の方、何か。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 盛り上がってよかったですね。お疲れさまでした。

○神河環境政策課長 すみません。（発言する者あり）

○林委員長 それでは、次、どうぞ。

○はやお委員 えっ。まだ、あるの。

○林委員長 いっぱいあるんですよ。

景観・都市計画課長。

○榊原景観・都市計画課長 それでは、口頭報告として、3件ご案内いたします。

まず1件目は、次回の都市計画審議会の開催についてです。今年度第1回の都市計画審議会は5月13日火曜日に開催をいたします。案件は、東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更の1件です。本件については、昨年12月の都市計画審議会で報告を行っておりまして、今回は審議案件としてお諮りをするものです。

続いて、報告の2件目は、日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針案のパブリックコメント実施についてです。本件については、日本橋川周辺の特性を生かした水辺空間のにぎわい、水辺景観の向上、水質改善に関する検討を行うために、東京都の都市整備局が事務局となり、学識経験者の方や都の関連部署、また、千代田区や中央区及び首都高速道路株式会社が委員として参加をしている検討会がございまして、そちらでまとめた基本方針について、広くご意見を募るものです。事務局からは、本日、このパブリックコメント実施に関するプレスリリースを行うというふうに聞いておりまして、後ほど、内容が確認できた後、各委員に対しては、ポスト対応として情報提供させていただければというふうに考えております。

最後に、報告の3件目については、ウォークラブルなまちづくりの活動の募集についてです。こちらは既に広報の4月20日号でも周知をさせていただいておりますが、昨年度までと同様、道路をはじめとしたパブリック空間などを活用した居心地のよい場所づくりの活動について、募集を行うものです。募集の詳細については5月1日に区ホームページでご案内をする予定になっておりまして、提案の受付は5月1日から同月26日までとさせていただく予定です。なお、今回の募集では、最大8件の提案を採択させていただく予定です。

地域の皆様に対する周知については、別途、出張所にも現在相談をしておりますが、各委員の周囲でも本取組について関心をお持ちの方、また、関心はあるものの、進め方に悩んでいらっしゃる方等いらっしゃいましたら、ぜひ、こちらにお声がけいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

ご報告は以上です。

○林委員長 はい。3件、何か委員の方、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 なし。はい。ありがとうございます。

それでは、本日も、長時間にわたりまして、お付き合いありがとうございました。また、申し送り事項の確認をさせていただいて、ありがとうございました。

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時15分閉会